

補助対象事業及び補助率等

別表2

事業名	対象団体	対象となる経費	対象要件	補助率及び補助限度額
街路灯等電灯料補助事業	商業、サービス業を営む 中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体で、要綱第2条第2項各号の要件を備えるもの。	4月1日から翌年3月31日までの街路灯等の電灯料でその支払いが団体の経理を通じて処理されている電灯料とする。	・団体が前年度末までに設置した街路灯等で維持管理するもの。 ・4月1日以降に撤去又は設置した街路灯等については、撤去した日の前日まで又は設置した日の翌日以降を補助の対象とする。	補助対象経費の50%以内

別表3

事業名	対象団体	対象となる経費	補助率及び補助限度額
地球温暖化対策事業 (CO2削減の取組み)	商業、サービス業等を営む 中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体で、要綱第2条第2項各号の要件を備えるもの。	地球温暖化対策(CO2削減の取組み)に要する経費で以下に掲げるもの。 (建替えの場合の撤去費、工事実施に係る設計、施工監理等を委託する経費を含む) ① ソーラー・ハイブリット型街路灯の設置に係る工事費 ② LED街路灯の設置に係る工事費 ③ 既存街路灯へのソーラーパネル等の設置に係る工事費 ④ アーチ、街路灯のランプのLEDランプへの交換に係る経費 (1団体につき1回を限度とする) ⑤ アーケードの照明のLED照明への交換に係る経費 (1団体につき1回を限度とする)	対象経費の50%以内。 1団体について1,500万円を限度とする。

(注意)第4条第1項の規定により、補助金額は、上記の補助率・補助限度額により算出された額に100分の90を乗じて得た額とする。